

兵庫県福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書

施設名 : 認定こども園 キッズランドかみ

(公私連携幼保連携型認定こども園)

評価実施期間 2023年1月10日 ~ 2023年8月31日

実地(訪問)調査日 2023年3月16日

評価決定委員会開催日 2023年9月13日

2023年9月26日

特定非営利活動法人

はりま総合福祉評価センター



様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター

②施設・事業所情報

名称： 認定こども園キッズランドかみ	種別： 公私連携幼保連携型認定こども園
代表者氏名： 清水谷 善道	定員（利用人数）： 125 名
所在地： 〒679-1214 兵庫県多可郡多可町加美区の場 82-1	
TEL： 0795-30-7770	ホームページ：
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：平成31年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名）： 社会福祉法人 鳳凰福祉会	
職員数	常勤職員： 16 名 非常勤職員： 11 名
専門職員	園長 1名 栄養士 1名
※（）はうち非常勤職員を明示	保育教諭名 21名（10） 調理師 2名
	養護教諭名 1名 事務・保育補助 1名（1）
施設・設備の概要	保育室 10室 保健室
	遊戯室 会議室
	延長保育室 職員室
	子育て相談室 調理室

③理念・基本方針

○法人理念 『継承・発展・感動』

『継承』・・・当園の伝統を大切にしていきます。又、古来より、日本人が大切にしてきた「感謝する心」「敬う心」などを大切にしていきます。

『発展』・・・先人、先輩から受け継いできた伝統を大切にした上で、さらにより良くするにはどうすれば良いかを考え、行動していきます。

『感動』・・・「継承・発展」を念頭に置いた保育を展開し、園児自身はもちろん、その園児の成長する姿から、保育者も、保護者も、園児を取り巻く方々にも 感動を与えていきます。

○教育・保育方針

- ・園児のありのままの姿を受容し、温かさにあふれた家庭的な環境を作ります。
- ・安心な環境の中で 基本的な生活習慣を身につけ、伸び伸びと活動できるように配慮します。
- ・豊かな自然体験やたくさんのお話、様々な人とのかかわりを取り入れ、豊かな感性と創造力、思いやりと感謝の心を育てます。

- ・自ら学ぼうとする力、根気よくやり遂げる力、共に育ち合う関係が構築できる機会を設ける事を心がけます。

○教育・保育目標

わくわくにこにこ 自然だいすきげんきっ子

～人や自然に自らかかわり、思いやりと感謝の気持ちをもつ子どもを育てる～

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・園外保育を取り入れ、豊かな自然の中で情操豊かな感性、興味や関心、やり遂げる気持ちを育てる。
- ・グループ活動を取り入れ、友だち同士との話し合いの中で、協働性や規律行動、思いやりの心を培う。
- ・地域交流を多く持ち、思いやりや感謝の心を育て、地域に根差した、心豊かな人格を育てる。
- ・保護者、職員が共に園児への共通理解をする為、よい子ネットや個別面談、ドキュメンテーションを活用する。
- ・ZOOM 研修等を利用し、全職員を対象に研修機会をもったり、課題を持って、園内研修を取り入れたりすることで、職員間の意思統一と保育の質の向上を図る。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2023年 1月 10日 (契約日) ~ 2023年 7月 31日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	初回 ( 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

- **多可町や地域住民との連携を通して、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じた取り組みが行われています。**

地域との関わり方について、中・長期計画に基本的な考え方を明文化され、高齢者施設や老人会などが主催のイベントをはじめ、子育て支援センターへの参加、スポーツ体験(野球教室)、図書館の利用などを通して、園児に外出と社会貢献、地域交流の機会を確保されています。また、多可町の教育保育共通カリキュラムに基づいて、園の理念や年齢別の方針目標を掲げるとともに、ケースに応じて町の巡回相談や療育機関等と連携を図り、子どもの心身の発達や家庭の状況に応じた取り組みが行われています。

- **保育についてのマニュアルが整備され、提供する保育サービスの標準的な実施方法が確立されています。**

保育の標準的な実施方法について、全体計画及び共通カリキュラムをもとに、各年齢児・場面ごとの保育マニュアルを整備され、標準化を図られています。また、保育マニュアルは電子管理で保管されており、必要に応じて保育士が閲覧や印刷ができるようになっています。さらに週に1回の職員会議の中では、保育内容の検討・見直し・内部研修を継続的に実施され、提供する保育サービスの標準的な実施方法が確立されています。

- **生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開されています。**

日常的に室内の温度、湿度、換気などを管理し、毎日掃除、除菌を通して、衛生管理が徹底されており、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備されるとともに、手作り教材や子供のその時の気持ちでくつろげる環境を用意するなど、環境を通して行う保育が実践されています。また、遊びを通してみんなで一つの事に取り組める機会を意図的に設け、周辺の自然を大切に年間を通して散歩に出かけ、散歩先で出会った方々との挨拶やコミュニケーションや地域の方々とのふれあい(書道教室・野球体験等)を積極的に行うことで、人間関係の育みを大切にされている様子がうかがえました。

◇改善を求められる点

- **保育の向上に向けた取り組みはうかがえますが、組織全体を通じたPDCAサイクル(改善に向けたサイクル)の構築が求められます。**

日々の保育実践に関する意見交換が日常的に行われ、保育士による自己評価を用いた振り返りが行われていることは確認できましたが、保育所全体の改善に向けた仕組みの構築までには至っていません。今後は、日常的な意見交換や振り返りの中で得られた気づきをもとに、課題を組織として文書化し、取り組みの改善に向けた計画を作成するなど、保育の質の向上に向けた組織的なPDCAサイクル(改善に向けたサイクル)の仕組みを構築していくことが求められます。

- **アセスメントにもとづく指導計画を策定していく仕組みづくりが望まれます。**

指導計画は、子どもの環境の変化や健康状態の変化に合わせ、主幹保育教諭とクラス担任の協議を通じて、定期的に検討され、策定されていますが、アセスメントから見直し至る手順が明確ではありません。今後は、組織的なアセスメントを通じて保護者の意向を把握し、個別の指導計画の中に、子どもと保護者の具体的なニーズを明示するなど、手順や仕組みを定めることにより、指導計画の策定から見直していく仕組みを明確にしていくことが望まれます。

- **プライバシー保護や虐待防止など権利擁護に関するマニュアルを整備し、子どもを尊重した保育について明確にしていくことが望まれます。**

利用者を尊重する姿勢については、法人の運営方針に明示し、保育士による自己評価を用いた振り返りが行われていることは確認できましたが、保育所として、子どもの権利に関する具体的な取り組みは明確ではありません。今後は、プライバシー保護や虐待防止など権利擁護に関するマニュアルを整備するとともに、研修や勉強会を通して理解を深めていくための取り組みが求められます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

町立園を引き継ぎ、民営化して5年目を迎えます。引き継ぎながら新たな目標に向かうにあたり、何をどう着手していけばよいのか暗中模索の日々でした。受審してみて、教育・保育目標の元、『保育の質の向上』『職員の共通理解』に加え、感染症対策、安心安全な環境への配慮の強化等々、目の前の問題解決ばかりではなく、まず、基盤(マニュアル等)の大切さ、園への理解を周囲の方々に認知していただくための組織の透明性と計画性、そして、PTCAへの取り組みと活用的重要性をご指摘いただきました。次に向かうべき指針を提示していただき、次のstep1にぜひ、生かしていきたいと思えます。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ○ 法人の理念・基本方針が「利用のしおり」や「パンフレット」に明記され、利用希望者や地域住民に発信がされています。また、「多可町の目指す子育て方針」を基準とし、「社会福祉法人鳳凰会」としての取り組み姿勢を明確にされています。今後は、現在準備中であるホームページへの公開などを通じて更なる周知が期待されます。		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> ○ 行政との連携によって、地域の子どもの動向や人口、社会福祉法人の状況などを詳細に把握し、今後の方向性について分析されています。また、全国レベルの情報収集や保護者アンケート調査、更には直接ご意見を聴くなどして課題を分析し、具体的な改善の方向性を明確にされています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> ○ 経営状況の解決すべき課題に向けて、法人理事会で課題や問題点の精査を行い、役員間で改善に向けた取り組みを検討されています。 ○ 職員へは職員会議を通して、理事会の内容を報告されていますが、今後は、経営状況や地域課題を具体的に職員と共有する機会づくりが望まれます。		

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ○ 今年度作成された「中・長期計画」に重点目標などビジョンが記載されており、それに沿った取り組みが行われています。また、「少子化」といった社会情勢を鑑みて、具体的な計画の変更の必要性について検討が行われています。 ○ 今後は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、さらに具体的な計画の評価ができる仕組みづくりが望まれます。		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中・長期計画のビジョンに基づいて、単年度の計画（人員体制、行事計画、管理体制）を作成し、取り組みを進められていることがうかがえます。</li> <li>○ 今後は、単年度計画に当該年度における事業、保育などに関わる内容について、数値目標や具体的な成果などを設定することにより、実施状況の評価を行える内容にしていくことが望まれます。</li> </ul>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営委員会資料や保護者アンケートを通して利用者の意見などを精査し、事業計画が作成されています。また、職員会議を中心に事業計画の説明を行い、理解を促すための周知が行われています。</li> <li>○ 今後は、職員の意見を事業計画に反映していく仕組みづくりを明確にしていくことで、事業計画の策定プロセス（策定・把握・評価・見直し）を確立していくことが望まれます。</li> </ul>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行事予定などの周知はうかがえましたが、事業計画の保護者への周知は行われていません。今後は、「園だより」や保護者会を通して、中・長期計画も含む事業計画の保護者への周知及び取り組みを説明する機会を設けていくことが必要です。</li> </ul>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「保護者アンケート」と「職員のチェックリスト」をもとに、保育に関する振り返りが行われ、職員会議で保育の質の向上に向けた取り組みを検討され、実行されています。</li> <li>○ 今後は、保育所全体の自己評価の仕組みを明確にすることで、組織的な取り組みにしていくことが望まれます。</li> </ul>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「保護者アンケート」と「職員のチェックリスト」の集計結果をもとに課題を明確化され、職員間で共有していることはうかがえます。しかし、計画的な改善の取り組みには至っていません。</li> <li>○ 今後は、評価結果にもとづいて、組織としての課題を明確にし、職員の参画のもとで改善計画を策定し、実施状況の評価を行うなど、組織的な取り組みを明確にしていくことが望まれます。</li> </ul>		



評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> ○ 園長は、保育所の経営・管理に関する方針と取り組みについて園だよりを通して、公開し表明されています。また、職員へは職務分掌表に基づいて、平常時の役割と責任を明記するとともに、有事の際の役割分担・責任についても明確にし、周知が図られています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○ 園長は、遵守すべき法令はもちろん、関係する法令についても書籍や外部オンライン研修を通して理解され、関係機関や関係業者などと適正な関係を保持していることがうかがえます。また、職員会議時に、職員に対して遵守すべき法令なども周知されていることがうかがえました。 ○ 今後は、保育分野に限らず、消費者保護関連法令、雇用・労働や防災、環境への配慮など、幅広い遵守すべき法令等を把握する取り組みが望まれます。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○ 園長は、職員会議を通して、具体例を出しながら提案し、職員会議、グループ討議等を取り入れ、状況に応じて助言指導を行っていることがうかがえます。また、保育の質の向上を図るために、内部研修を実施し、常勤、非常勤関係なく研修の機会がもてるよう配慮されています。 ○ 今後は、管理者が保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析する仕組みの構築とともに、年1回以上、管理者自ら保育の質について自己評価が行われることが望まれます。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○ 園長は、人事、労務、財務の分析に合わせ、職員の意向や希望を精査分析し、職員の働きやすい環境づくりや意識付けについて取り組まれています。また、理事長、主幹保育教諭と組織について相談会を設け、今後の課題について話し合っていることがうかがえます。 ○ 今後は、経営や業務の効率化など改善に関する検討が行われる組織体制（業務改善委員会など）を確立し、取り組まれることが望まれます。		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> ○ 中・長期計画に「人材確保計画」を盛り込み、具体的な方針を示すとともに、多可町や兵庫県就職フェアなどに積極的に参加され人材確保の活動が行われています。 ○ 今後は、保育の提供に関わる専門職の配置や活用など、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画（人事プラン）を策定していくことが望まれます。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> ○ 法人理念に基づき、「期待する職員像」を就業規則に記載されています。また、法人の基準による人事考課が実施され、職員のキャリアアップを推奨するように取り組まれています。 ○ 今後は、現在法人で定めている職員の人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）を明確にし、キャリアパスと研修とが連動した総合的な仕組みにしていくことが望まれます。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<コメント> ○ 園長を中心に職員の労務管理を行い、積極的な有給休暇の取得や短時間労働を取り入れるなど、時間外労働の増加防止に努められています。また、職員が就労について相談が行いやすいよう希望者への個別面談の機会づくりと話しやすい環境づくりに努められています。 ○ 今後は職員の心身の健康維持と安全確保、新たな人材確保や職場定着を含めた仕組みづくりが望まれます。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント> ○ 法人理念に基づき、「期待する職員像」を就業規則に記載され、職員アンケートを定期的実施することで、職員の意識の把握や意欲の向上、個人の目標などを把握されています。 ○ 今後は、不定期開催である職員の個別面談を定期的開催するなど、個人目標の達成度の確認や評価の機会を明確にしていくことが望まれます。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> ○ 法人理念に基づき、「期待する職員像」を就業規則に記載され、保育やニーズに必要な教育や研修を受けられるように研修計画を作成され、実施されています。 ○ 今後は、保育所としての研修カリキュラムや研修の評価を明確にしていくことで、教育・研修の仕組みを構築していくことが望まれます。		

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の研修計画、資格の取得状況、取得の為の条件などを職員台帳や研修計画表、研修記録により管理されています。また、保育に精通する外部専門家による研修の実施などの職務に必要な研修を受ける体制づくりが行われています。</li> <li>○ 今後は、OJT（職務を通じた研修）が計画的に行われるように仕組みづくり（マニュアル化）が望まれます。</li> </ul>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習生の受け入れに関するマニュアルを整備するとともに、実習指導担当職員の行うべき業務のマニュアルを明確にされています。また、実習の受け入れについては、専門教育を行う学校などと緊密に連携を図り、実習のプログラム作成と保育人材の育成に努められています。今後は、保育実習を通して更なる人材確保の取り組みにつなげていくことが期待されます。</li> </ul>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の高齢者との交流の機会や園だよりを近隣小学校に配布するなどを通じて、地域にキッズランドかみの基本方針や保育の内容などを説明され、情報を発信しています。</li> <li>○ 今後は、現在作成中のホームページを活用し、法人や保育所の理念、基本方針、苦情ケースの対応事例などを公開される仕組みづくりが望まれます。</li> </ul>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的に税理士による事務、経理、取引等についてのコンサルタントを受けられています。また、法人による内部監査を行い、定期的なチェックの仕組みが構築されています。</li> <li>○ 今後は、事務、経理、取引等についてのルールに加えて、税理士による助言や内部監査の結果を職員へ周知していくことが望まれます。</li> </ul>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域との関わり方について、中・長期計画に基本的な考え方を明文化され、高齢者施設や老人会などが主催するイベントをはじめ、子育て支援センターへの参加、スポーツ体験(野球教室)、図書館の利用などを通して、園児に外出と社会貢献、地域交流の機会を確保されています。</li> </ul>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「トライやるウィーク」や小学校への講師の派遣など教育機関への協力が積極的に行われています。</li> <li>○ 今後は、ボランティア受け入れ時のマニュアルの具体化とボランティア等の受入れや、教育機関との連携に対する基本姿勢の明文化が望まれます。</li> </ul>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政(多可町)をはじめ、社会福祉協議会、東播磨保育部会などの関係機関や団体と定期的に連絡会や会議を行い、保育課題や地域間の共通課題についての意見交換や解決への取り組みがうかがえます。</li> <li>○ 今後は、地域の社会資源が明示された一覧表の作成を通して、職員間で社会資源の情報を共有していくことが望まれます。</li> </ul>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 週に1度「子育て広場」を開設し、未就学児や転入による新規児童の見学・体験が行えるよう配慮されています。また、保護者などの保育相談にも対応し、必要に応じて助言を行うとともに、災害など有事の際の避難場所としての受け入れや備蓄などの体制整備が行われています。</li> <li>○ 今後は、保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子どもなどの生活に役立つ講演会や研修会などの開催が望まれます。</li> </ul>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所を地域向けに開放し、休園日などに自治会などが利用できるように地域ニーズの把握や協力体制の構築に努められていることがうかがえます。また、里帰り出産や転勤異動者家族の一時利用についても検討されていることがうかがえました。</li> <li>○ 今後は、地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動を事業計画に明記することで、計画的な取り組みにしていくことが望まれます。</li> </ul>		

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント> ○ 子どもを尊重した保育について、利用のしおりや全体的な計画に明示され、常勤職員は順番に自治体の人権研修を受講し、職員会議で報告する機会が設けられています。 ○ 今後は、子ども・保護者に関する姿勢が明記された「倫理綱領」や規程等を策定し、会議等で周知することが望まれます。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント> ○ 保育室などのこどもが生活する空間は、創意工夫を凝らし、快適に生活しやすいように環境設定がなされています。また、更衣室などのプライバシーに配慮された設備も整えられています。 ○ 今後は、プライバシーに関する規定やマニュアルを整備し、その遵守及び職員や利用者への周知が望まれます。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> ○ 町主催の入園説明会でチラシやパンフレットを配布し、説明資料は、写真や図を掲載し、分かりやすい内容になっています。情報提供内容については、職員会議などで日常的に必要な応じて検討されています。また、見学など随時受付を行っており、個別対応で見学が可能となっています。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント> ○ 利用開始時に入園説明会、個別面談、アセスメントを実施し、多可町のルールに則って丁寧に説明が行われ同意が得られています。 ○ 今後は、特に配慮が必要な方（意思疎通が困難な保護者など）への説明についてルール化されることが望まれます。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> ○ 保育園の変更時には引継ぎ文書（指導要録）を作成され、利用終了後も子育ての相談に応じるなど、保育の継続性に配慮されています。 ○ 今後は、引き継ぎや申し送りの手順を定め、卒業後の相談方法や窓口を、文書で分かりやすく子どもや保護者に伝えることが望まれます。		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> ○ 保護者アンケートを年2回実施され、集計された結果を文書化し、全保護者に配布するとともに、職員に周知しています。また、アンケート結果から見えてきた課題について職員会議で検討され、随時、改善が図られています。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント> ○ 入園時に説明し、在園児には年度初めの保育参観日に説明されています。また、5月の個別懇談でも実施されています。苦情処理書類を作成し、保管されています。入園式の案内方法を変更した事例を聞き取りできました。 ○ 今後は苦情解決の取り組みを利用者保護の視点と同時に、保育の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉え体制の整備や解決手順・結果公表等の取り組みが望まれます。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント> ○ 意見箱の設置、相談先のチラシなどが掲示されています。また、会議室を使用し、プライバシーに配慮した相談環境を整備されています。 ○ 今後は、事業所内、事業所外、専門的な相談先が確保され、その相談方法などが文書化されることが望まれます。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> ○ 日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、傾聴に努めていることがうかがえます。また、「保護者アンケート」を実施して意見を積極的に把握し、改善につなげた事例がうかがえました。 ○ 今後は、相談や意見に関する対応マニュアルを整備し、定期的な見直しが望まれます。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント> ○ ヒヤリハット、事故報告書を作成し、発生事例をもとに職員会議において、周知や検討が行われています。 ○ 今後は、事故発生時の対応マニュアルの作成と安全確保対策の実施状況や実効性について検討を行う機会づくりが望まれます。		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症対応や予防のマニュアルが作成され、職員への研修や周知、マニュアルの定期的な見直しが行われています。</li> <li>○ 今後は、感染症予防や発生時の担当者の設置と担当者の責任を明確にしていくことが期待されます。</li> </ul>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時の連絡体制、避難の計画や想定などが定期的に見直しされ、担当者を中心に対応が行われています。</li> <li>○ 今後は、災害想定の確認としてハザードマップの設置や行政機関、警察、消防、医療機関、病院など地域関係機関との連携した避難訓練や防災活動の充実が望まれます。</li> </ul>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食中毒・感染症に関するマニュアルと園児のアレルギー対応に関する情報を取りまとめて周知されています。</li> <li>○ 今後はマニュアルの定期的な見直しと職員への研修の実施が望まれます。</li> </ul>		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不審者・侵入者への対応マニュアルが整備され、職員間に周知されています。また、地域の警察や青少年育成センターの助言、認定こども園、幼稚園、保育所等における危機管理のガイドラインに基づき、定期的な見直しが行われています。</li> </ul>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の標準的な実施方法については、全体計画及び共通カリキュラムをもとに、各年齢児・場面ごとの保育マニュアルを整備され、標準化を図られています。また、保育マニュアルは電子管理で保管されており、必要に応じて保育士が閲覧や印刷ができるようになっています。さらに週に1回の職員会議の中では、保育内容の検討・見直し・内部研修を継続的に実施されています。</li> </ul>		

43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育マニュアルは、検証・見直しの1時期やその方法が組織で定められ、全体計画の見直しに合わせ、定期的に検証・見直しを行なわれています。また、見直しにあたっては、保護者懇談の内容や職員間の意見や提案を取り入れ、必要に応じて、指導計画との整合性が図られています。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導計画策定の責任者は主幹保育教諭と園長が担っており、主幹保育教諭とクラス担任の協議を通じて、周知されています。支援困難ケースや配慮が必要な子供に対しては、ケースに応じて町の巡回相談や療育機関等と連携を図り、個別の指導計画が策定されています。</li> <li>○ 今後は、組織的なアセスメントを通じて保護者の意向を把握し、個別の指導計画の中に、子どもと保護者の具体的なニーズを明示するなど、手順や仕組みを定めていくことが望まれます。</li> </ul>		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導計画の見直しについては、子どもの環境の変化や健康状態の変化に合わせ、主幹保育教諭とクラス担任の協議を通じて、定期的に検討され、周知が図られています。また、個別のケースから全体の標準的な内容に反される事例を確認することができました。</li> <li>○ 今後は、指導計画の見直しにあたり、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順などを明示することで、評価や見直しの過程を明確にしていくことが望まれます。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもに関する保育の実施状況は、個別指導計画、個人の発達記録、日誌などに記録され、主幹保育士の確認のもと、文書の閲覧や職員会議で情報が共有されています。</li> <li>○ 今後は、職員間で記録の差異が生じないように記録要領を作成するとともに、保育に関する情報を共有する仕組みを明確にしていくことが望まれます。</li> </ul>		
47	Ⅲ-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記録の管理や取り扱いについては、園保管帳簿類（別表）に各書類の管理責任者や担当者、保管年数を定めて明記され、管理が行われています。</li> <li>○ 今後は、子どもや家族の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや家族に大きな影響を与えることから、個人情報管理の取り扱いに関するルールを定め、職員や保護者に周知していくことが望まれます。</li> </ul>		



評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b

特記事項

- 多可町の教育保育共通カリキュラムに基づいて、園の保育理念、方針や目標に合わせて年齢別の全体的な計画が作成されています。また、子どもの発達段階に合わせた具体的な保育内容を示し、自主性を大切にした保育が展開されています。
- 日常的に室内の温度、湿度、換気などを管理し、毎日掃除、除菌を通して、衛生管理が徹底されており、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備されています。また、手作り教材や子供のその時の気持ちでくつろげる環境を用意するなど、環境を通して行う保育が実践されています。
- 巡回相談時に心理士のアドバイスを活用して、子どもの個人差を把握するように努められています。また、子どもの言動には理由があり、その背後にある気持ちを汲み取り関わる姿勢がうかがえました。
- 基本的な生活習慣の習得に向けて、視覚的にもわかりやすく、興味を引けるように立体の物があったり、子どもに人気のキャラクターなどを使ったり、職員が創意工夫を凝らして壁面構成を行っていることがうかがえました。
- 遊びを通してみんなで一つの事に取り組める機会を意図的に設け、周辺の自然を大切に年間を通して散歩に出かけ、散歩先で出会った方々との挨拶やコミュニケーションや地域の方々とのふれあい(書道教室・野球体験等)を積極的に行うことで、人間関係の育みを大切にされている様子がうかがえました。
- タブレット、Wi-FiなどICT環境を完備しており、保育・教育施設向けの業務支援ツールを活用し、登園状況の把握や午睡時の心拍の把握、保護者への情報提供が行われています。
- 長時間にわたる保育のための環境整備として、異年齢で過ごす部屋を設け、玩具の種類や数、環作りに配慮したり、保育者も連携を十分に取り、子ども達が安心して過ごせるように配慮されています。
- アレルギー疾患のある子どもには、年2回、アレルギー面談を開き、保護者に今のアレルギーの現状を確認し、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、マニュアル作成し、細やかな食事への配慮がうかがえます。
- 園内の畑を活用して、収穫や行事を行い、給食のサンプルに収穫した野菜を使っていることがわかるようなコメントを記入するなど、子どもの食育に力を入れた取り組みがなされています。
- 今後は、現在取り組んでいる特別な配慮や保育について、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などとのつながりを明確にしていくことが望まれます。
- 今後は、健康管理に関するマニュアルや手引きの整備や個別の嗜好調査を行っていくことが望まれます。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b

特記事項

- 家庭との緊密な連携を図るため、送迎時の話し合いや「よい子ネット」の活用により家庭との日常的な情報交換が行われています。また、参観や個人懇談を利用して、保護者と育児をともに考える機会を確保されています。
- 保護者が安心して子育てができるような支援として、担当、主任、園長などが随時、家庭での子育ての悩みや保護者の心身の状況などの相談に応じ、園内だけでは解決できない内容の時は、専門機関へ相談し助言が受けられる体制を作っています。
- 今後は、児童虐待防止マニュアルに基づく職員研修を行い、虐待予防の取り組みの強化を図るとともに、研修記録等を整備していくことが望まれます。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

特記事項

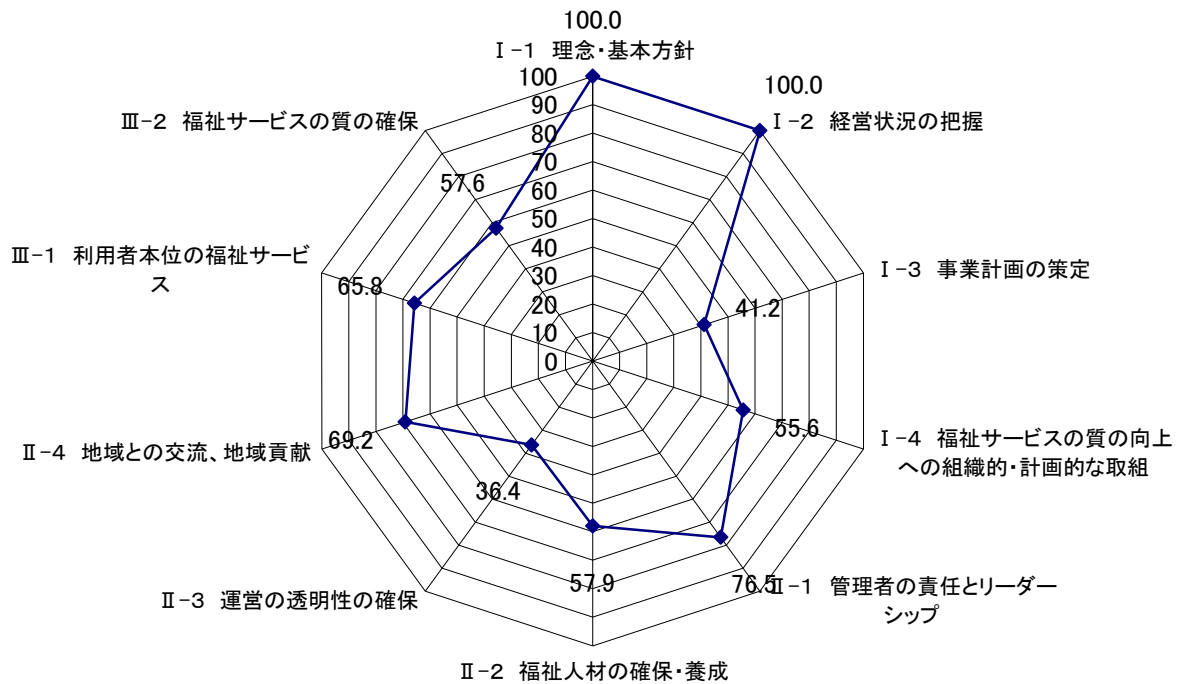
- 園内研等を通して、保育実践の自己評価の場を設け、その場を園全体の保育の改善、専門性の向上につながるよう努められています。
- 今後は保育士等が行う自己評価を保育所全体の自己評価につなげ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組が望まれます。

## 各評価項目に係る評価結果グラフ

### I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	7	100.0
I-2 経営状況の把握	7	7	100.0
I-3 事業計画の策定	17	7	41.2
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	5	55.6
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	13	76.5
II-2 福祉人材の確保・養成	38	22	57.9
II-3 運営の透明性の確保	11	4	36.4
II-4 地域との交流、地域貢献	26	18	69.2
III-1 利用者本位の福祉サービス	73	48	65.8
III-2 福祉サービスの質の確保	33	19	57.6
I～III合計	238	150	63.0

### I～III 達成度



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	4	80.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	64	63	98.4
1-(3) 健康管理	17	14	82.4
1-(4) 食事	15	14	93.3
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	4	100.0
2-(2) 保護者等の支援	13	10	76.9
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	3	50.0
A合計	124	112	90.3
総合計	362	262	72.4

